昭和 42 年 10 月 1 日 制定 昭和 45年12月28日 改正 昭和 48年5月16日 改正 昭和 54 年 6 月 6 日 改正 昭和 55 年 6 月 10 日 改正 平成 4 年 2 月 20 日 改正 平成 8 年 5 月 15 日 改正 平成 9年3月17日 改正 平成 9年8月6日 改正 平成 10 年 3 月 4 日 改正 平成 11 年 3 月 24 日 改正 平成 13 年 2 月 21 日 改正 平成 15 年 1 月 24 日 改正 平成 16年 3月 3日 改正 平成 18 年 3 月 15 日 改正 平成 18年11月15日 平成 21 年 3 月 18 日 改正 平成 26 年 3 月 13 日 改正 平成 30 年 3 月 7 日 改正 令和 5 年 2 月 16 日 改正 令和 7年3月5日 改正

岩手医科大学歯学部試験規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学則第8条第2項の規定に基づき、歯学部の試験に関し定めるものである。

(試験科目等)

第2条 試験科目及び試験の実施については、教授会の議を経てこれを定める。

(試験の種類)

- 第3条 試験は、本試験、再試験及び追試験とする。
 - 2 本試験とは、履修した授業科目について行う試験をいう。
 - 3 再試験とは、本試験において不合格となった科目について改めて行う試験をいう。
 - 4 追試験とは、病気又は止むを得ない理由により本試験を受けられなかった時、その理由の消滅後に 願い出により当該試験科目について行う試験をいう。

(試験方法)

第4条 試験は、筆答、口答、レポート提出、製作品提出、実地試問、その他の中から、担当教員が適当と 認めた方法により実施する。

(試験日程)

- 第5条 本試験は、前期及び後期の授業終了時に行うものとする。
 - 2 再試験は、あらかじめ指定した時期に行う。
 - 3 追試験は、学業成績判定までに行うものとする。
 - 4 本試験の日程及び時間割等は、その実施の2週前までに発表する。

(受験資格)

第6条 各授業科目の所定履修時間の原則3分の2以上出席しなければ、本試験を受験することができない。 ただし、その取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(再・追試験受験手続)

- 第7条 再試験及び追試験の該当者は、所定の手続きをとらなければならない。
 - 2 追試験該当者は、追試験願及び試験欠席届に理由書(病気の場合は診断書、その他は明確な理由書)を添えて提出し、当該科目責任者及び学部長の承認を得なければならない。
 - 3 再試験料は1科目3,000円、追試験料は1科目1,000円とし、その都度前納しなければならない。

(評 価)

第8条 試験の成績は、各科目毎に100点満点とし、65点以上を合格とする。ただし、第1学年で履修する 科目は、各科目毎に100点満点とし、60点以上を合格とする。第4、5、6学年の取扱いに関し必要 な事項は、別に定める。

(進級)

- 第9条 各学年で履修した全科目の試験に合格した者は、教授会の議を経て進級とする。
 - 2 前項以外の者で、別に定める要件を満たした者は、教授会の議を経て進級とする。
 - 3 進級不可と判定された者は留年とし、当該学年において行われるすべての授業科目に出席し、改めてそれらの試験を受けなければならない。

(卒 業)

第10条 所定の試験に合格した者に対し、教授会の議を経て学長が卒業の認定をする。

(罰 則)

第11条 試験に関して不正行為があった場合は、学則第41条により懲戒する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て歯学部長が行う。

(雑 則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 8 年 5 月 15 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 9 年 8 月 6 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 14 この規程は、平成30年4月1日から施行する。(学則第18条第1項との整合性を図る修正)
- 15 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(実際の運用との整合性を図る修正)
- 16 この規程は、令和7年4月1日から施行する。(実際の運用との整合性を図る修正)